

明石市障害者優待乗車券及び障害者手帳による電車バスの割引について

1 障害者優待乗車券等

(1) 対象者

明石市に住民票があり、障害者手帳を所持している人

(2) 優待乗車券等の種類並びに該当する種及び等級（1つのみ選択）

優待乗車券	手帳種類	種・級	内容及び利用方法
介護付バス共通優待乗車証	身体	第1種	明石市内の神姫・山陽・たこバスに、本人及び介護者（1名）が無料乗車できる（本人のみも無料）。降車時に乗車証を貼付した障害者手帳を提示。
	療育	第1種(A判定)	
	精神	1級	
福祉タクシー利用券	身体	1級・2級	明石市内で指定のタクシー事業者を利用した場合に使える割引チケット1枚500円の券を年48枚交付。降車時に障害者手帳とともに提示。（一回につき上限2枚まで。）
	療育	第1種(A判定)	
	精神	1級	
単独バス共通特別乗車証	身体	第2種	明石市内の神姫・山陽・たこバスに、本人が無料乗車できる。降車時に乗車証を貼付した障害者手帳を提示。
	療育	第2種(B1・B2判定)	
	精神	2級・3級	

2 障害者手帳による割引制度

(1) 対象者

身体障害者手帳、療育手帳所持者（精神障害者保健福祉手帳所持者は対象外）

(2) 内容及び利用方法

ア JR及び私鉄運賃

利用する方		割引率	
		普通乗車券	定期乗車券
第1種	単独利用	5割引 (片道100kmを超える場合のみ)	—
	介護者と利用	障害者、介護者ともに5割引	障害者、介護者ともに5割引 (障害者が12歳未満の場合は介護者のみ5割引)
第2種	単独利用	5割引 (片道100kmを超える場合のみ)	—
	介護者と利用	—	介護者のみ5割引 (障害者が12歳未満の場合のみ)

駅係員に障害者手帳を提示し、切符を購入し、有人改札を利用してください。（無人駅の場合は券売機横のインターホンで呼び出し、切符を購入してください。）

イ バス運賃（兵庫県下）

利用する方	割引率	
	普通乗車券	定期乗車券
第1種	障害者、介護者とも5割引	障害者、介護者ともに3割引
第2種	障害者のみ5割引	障害者のみ3割引

普通乗車券の場合は、降車時に障害者手帳を提示し、割引後の運賃を支払ってください。
定期乗車券の場合は、窓口で障害者手帳を提示し、定期乗車券を購入し、降車時に定期乗車券と障害者手帳を提示してください。